

農林土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する

行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第5条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事实施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

（見積施工歩掛実態調査）

第12条 本工事の既設樋門撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

第13条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。

1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：8.19%

2）現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.44%

3 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、（別紙）のとおりとする。

(別紙) その他特記仕様書

第1章 総則

- 1 この特記仕様書は、徳島県農林水産部「徳島県農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、野上排水樋門ゲート補修工事(以下「本工事」という。)に適用するものである。
- 2 本工事の施工にあたっては、特記仕様書、図面によるほか共通仕様書によるものとする。なお、特記仕様書及び図面に定めた事項は共通仕様書を優先するものとする

第2章 工事内容

1 目的

本工事の目的は、野上排水樋門の扉体・戸当りを改修することにより、施設の機能保全を図るものである。

2 工事場所

徳島県阿南市那賀川町(位置図参照)

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 扉体(ローラーゲート) | 4 門更新 |
| (2) 戸当り(後面四方水密) | 4 門更新 |

4 施工範囲(数量等)

本工事の範囲は本仕様書、設計図面及び工事数量総括表に基づき、製作、輸送、据付、試運転調整までとする。なお、設計図面及び工事数量総括表に示す記載事項及び値は施工時に適宜見直すものとし、事前に承認を得ること。

5 条件

- (1) 現地状況等により、設計図面等に変更が必要となった場合は、設計を行ったうえで監督員と協議するものとする。既設構造物及び第三者へ損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。
- (2) 本工事の施工に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。
- (3) 本工事の用地について、指定地域以外は請負者の負担とする。

6 提出書類

- | | |
|----------|--|
| (1) 承諾図書 | 提出部数 2 部(A 4 サイズ) |
| (2) 完成図書 | 提出部数 2 部(A 4 サイズ) , 電子納品 1 部 (CD 又は DVD) |
| (3) 協議書類 | 監督職員の指示による |

なお、完成図書は「施設機械工事完成図書等作成要領」によるものとする。

7 仮設(工事電力等)

本工事の据付工事及び試運転調整に要する電力料金は請負者の負担とする。

8 機械据付

据付にあたっては、厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音が発生しないように正確に据え付けなければならない。

なお、アンカーボルトの設計・施工にあたっては以下の指針にもとづくこと。

- ・電気設備計画設計技術指針（高低圧編）（農林水産省）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・配電盤・制御盤の耐震設計指針（日本電機工業会）
- ・コンクリートのあと施工アンカー工法の
設計・施工・維持管理指針（案）（土木学会）

第3章 設計仕様等

1 一般事項

施工にあたっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備とするものとする。

2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| 2) 徳島県農林土木工事施工管理基準（案） | (徳島県) |
| 3) 施設機械工事等共通仕様書 | (農林水産省) |
| 4) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省) |
| 5) 土地改良事業計画設計基準 | (農林水産省) |
| 6) 土地改良施設管理基準 | (農林水産省) |
| 7) 電気設備計画設計技術指針 | (農林水産省) |
| 8) 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編) | (農林水産省) |
| 9) 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | (厚生労働省) |
| 11) 日本産業規格(JIS) | (日本規格協会) |
| 12) 日本電機工業会規格(JEM) | (日本電機工業会) |
| 13) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | (電気学会) |
| 14) その他関連法規、基準、規格、規定、指針など | |

3 設計仕様

設計仕様は次のとおりとするが、製造設計時に適宜見直すものとし、事前に承認を得ること。

1) 排水ゲート

形 式	ステンレス鋼製プレートガーダ構造 ローラーゲート
主要部材	SUS304
設置数	4 門
純径間×有効高	2.00m × 2.45m
設計水位	外水位； 2.500m、内水位； 0m
操作水位	外水位； 0m、内水位；2.000m
操作方式	遠方操作
水密方式	後面四方ゴム水密
開閉装置	電動スピンドル式（1 本吊り）
開閉速度	約 0.3m/min
開閉荷重	20kN
揚 程	通常 2.45m

4 使用材料

主要部材は次に掲げるものを使用するものとする。

1) 扉 体

- ・ ステンレス鋼板 SUS304、PL8
- ・ ステンレス鋼板 SUS304、PL9
- ・ ステンレス平鋼 SUS304、FB65×9
- ・ ステンレス溝形鋼 SUS304、[150×75×9
- ・ ステンレス棒鋼 SUS304、φ 230
- ・ ステンレス棒鋼 SUS304、φ 55
- ・ 上側部水密ゴム CR
- ・ 下部水密ゴム CR
- ・ 主ローラーブッシュ オイルレス

2) 戸当り

- ・ ステンレス鋼板 SUS304、PL8
- ・ ステンレス鋼板 SUS304、PL9
- ・ ステンレス溝形鋼 SUS304、[150×75×9
- ・ ステンレスH形鋼 SUS304、H150×150×7/10
- ・ H形鋼 SS400、H125×60×6/8

3) その他

- ・ ボルトナット、アンカーボルト類の材質は全て SUS304 とする。
- ・ 異種金属間のボルト接合等においては電位差を十分に考慮するものとし、必要な個所については絶縁ワッシャ、又はシールワッシャを用いる等の適切な電位差腐食対策を実施するものとする。
- ・ 良好な水密を保持するため、上部、下部、側部水密ゴムの止水線は連続させるものとする。

- ・二次コンクリートは以下のレディーミクストコンクリートとする。
これによりがたい場合は監督員に確認を行う。

種類	呼び強度	最大骨材寸法	スランプ	水セメント比
普通又は 高炉B種	24N/mm ²	20 mm	12 cm	55%以下

第4章 構造

1. 扉体

- 1) 扉体は、予想される荷重に対して十分耐える寸法・形状とし、剛性を持った構造とする。
- 2) 扉体は、主桁、端縦桁、補助桁スキンプレート等で構成され、扉体に作用する水圧荷重を主ローラーを介して伝達できる構造とする。
- 3) 円滑で確実な開閉ができる構造とする。
- 4) 水密性及び耐久性を有すること。
- 5) 水利的に良好な形状とする。

2. 戸当り

- 1) 戸当りの形状は、ゲートの形式に適合した構造とする。
- 2) 戸当りは扉体支承部からの荷重を安全にコンクリート構造物に伝達する事ができるように寸法、強度及び剛性を有するものとする。
- 3) 戸当りの構造は、水密や開閉操作に必要な寸法及び精度を有するものとする。
- 4) 戸当りは据付時の施工性、扉体の点検・整備を考慮した構造・寸法とする。

3. 開閉装置（既設）

- 1) 開閉装置は、扉体を確実に開閉操作できるものとする。
- 2) 開閉装置は、信頼性、操作性、機能保全を考慮して次の条件に基づき計画する。
 1. 開閉装置は、必要な信頼性を有するシステムにするとともに操作が容易なものとする。
 2. 開閉装置は、長期にわたり機能を発揮するよう点検・整備が容易で、更新が合理的に行える構造とする。
- 3) 開閉装置はゲートの保護機能、開度計及び遠方操作盤とシステムとして協調し、開閉機能が適切に発揮されるようにする。

第5章 電気設備

1. 操作方法

- 1) 1号ゲート～4号ゲートは各々単独で操作するものとする。
- 2) 操作盤には、非常停止スイッチを設け、全機器が即時停止するものとする。
- 3) 各機器の保護装置が作動した場合は、直ちに電動機を停止させるとともに、警報及び故障表示するものとする。

2. 配線工事（必要に応じ）

- 1) 工事範囲は引込柱以降とし、引込柱からゲート備操作盤間は露出配線とする。
又、操作盤から各機器間も露出配線とする。
- 2) 使用配線材は動力用にC Vケーブルを、制御用にC V Vケーブルを使用し、
電線管に収め配線するものとする。

第6章 塗装

1. 塗装仕様は、下記要領を標準とする。

- 1) 塗装仕様は、各基準の標準仕様を満足するものとする。
- 2) ステンレス鋼材の表面は、不動態化处理（酸洗い）を行う。

第7章 試験及び検査

以下の試験及び検査を実施する。なお、これらの試験及び検査に要する器具、費用等については全て請負者の負担とする。

1 工場検査

監督職員が必要と認めた時は、請負者の工場内において立会検査を行うことがある。
この場合、請負者は協力するものとする。

2 現場検査

共通仕様書による検査の他に、施工工程ごとに行う。

3 試験等

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験を行う。

第8章 施工管理

1 施工管理

受注者は、「徳島県農林土木工事施工管理基準（案）」及び「農林水産省施設機械等施工管理基準」に準拠し、施工管理するものとする。

2 写真管理基準

- 1) 工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、
工事の完了後又は必要な都度提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認
できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得る
ものとする。
- 2) 撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、
スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。